

事後開示書面

株式会社ブシロードクリエイティブ（以下「分割会社」という。）は、令和５年４月 25 日付新設分割計画に基づき、令和５年７月３日をもって、新設分割の方法によって新たに設立された株式会社ブシロードワークス（以下「新設会社」という。）に、当社の出版編集事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下「本件分割」という。）を行ったので、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条並びに会社法第 815 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 本件分割が効力を生じた日

令和５年７月３日

2. 会社法第 805 条の 2、第 806 条及び第 808 条の規定並びに会社法第 810 条の規定による
手続の経過

(1) 新設分割をやめることの請求手続の経過

分割会社は、会社法第 805 条の 2 の規定に基づく、新設分割をやめることの請求をした株主は 1 名もありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求手続の経過

分割会社は、会社法第 806 条第 3 項の規定に基づき、令和５年４月 25 日に株主に対し各別に通知を行いましたが、株式買取請求をした株主は 1 名もありませんでした。

なお、分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議手続の経過

分割会社は、会社法第 810 条の規定及び定款の規定に従い、令和５年５月 19 日に公告を実施し、また、令和５年５月 19 日に知れたる債権者に対し催告をいたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は、1 名もありませんでした。

3. 本件分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、令和５年７月３日をもって、新設分割計画の定めに従い、分割事業に関する資産、債務、その他の権利義務を分割会社から承継いたしました。

4. その他本件分割に関する重要な事項

新設会社は、本件分割に際し、普通株式 900 株を発行し、その全てを分割会社に交付いたしました。なお、分割会社は、本件分割の効力発生日において、交付を受けた株式の全部を、効力発生日前日の最終の株主名簿に記載された株主に対して、それぞれ剰余金として配当を実施しております。

以上

令和5年7月3日

東京都中野区中央一丁目38番1号
分割会社 株式会社ブシロードクリエイティブ
代表取締役 成 田 耕 佑

東京都中野区中央一丁目38番1号
新設会社 株式会社ブシロードワークス
代表取締役 新 福 恭 平